

新たな表示制度について（案）

1 目的

旅館・ホテル等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火管理体制の重要性にかんがみ、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置及び維持管理を促進するとともに、その情報を住民に公開するため、防火上一定の基準に適合している防火対象物について、その旨の「表示」を行う。

2 対象

消防法第8条の適用があり、かつ階数が3以上で、5項イ又は5項イの用途がある16項イの防火対象物

その他の用途については、消防本部において地域実情を考慮し対象とする。

（5項イ又は5項イの用途がある16項イを対象とした考え方）

- ・ 不特定多数の者が利用する就寝施設であること。
- ・ 利用者が当該消防本部管轄内の住人に限られないこと。

3 表示基準（点検項目）

- ・ 防火管理の実施状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・ 消防用設備等の設置状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・ 現行の建築基準法令基準（構造・防火区画・階段）に適合していること。

4 表示マークの掲出

- (1) 消防長又は消防署長は、防火対象物の関係者からの申請により、必要に応じて表示のための立入調査を行い、表示基準に基づく審査により適合していると認める場合は、その旨を関係者に通知する。
- (2) 適合通知を受けた防火対象物の関係者は、当該防火対象物及びホームページ等インターネット上において「表示マーク」を掲出することができる。
- (3) 表示基準の審査においては、防火対象物定期点検報告や消防用設備等点検報告等現在の各種制度を活用する。また、「防火対象物の点検及び報告の特例認定」の検査を行う場合、可能であれば当該表示基準の適合状況の確認も併せて実施する。
- (4) 「表示マーク」の有効期間は最大3年とする。
- (5) 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する防火対象物の関係者は、表示マークを掲出することができないものとする。
 - ・ 火災が発生した防火対象物（出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないものについて除く。）
 - ・ 立入検査等によって表示基準に適合しないことが明らかとなった防火対象物

5 表示マークの再掲出

4の規定により 表示マークの掲出ができなくなった防火対象物において、その後の立入検査等によって所用の是正措置がとられたと認められ、かつ、違反が繰り返されるおそれがないと判断される場合には、表示マークを 再掲出 できるものとする。